

# 寿都湾

## の 議会だより

No. 151 平成23年11月

発行／寿都町議会  
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）  
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

### 平成23年 第3回定例会

平成23年第3回定例会は、9月13日招集され、報告2件、諮問1件、同意案1件、意見案3件、条例

の一部改正1件、単行議案1件、補正予算3件を審議し、一般質問を行い同日閉会しました。

### 審議した案件

#### 報告

##### ◆報告第1号

平成22年度寿都町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成22年度の財政状況について監査委員の意見を付して議会に報告するもので、財政健全化判断比率の

実質赤字比率及び連結実質赤字比率はそれぞれ赤字の状況にありません。

また、実質公債費比率（一般会計の公債費、公営企業会計への繰出金の公債費相当額などが、標準財政規模に占める割合）は、前年比2.4%減の11.3%。

将来負担比率（一般会計が将来負担すべき地方債や債務負担行為額など債務

の標準財政規模に対する割合）は、前年比5.2%増の148.2%で、ともに早期健全化基準を下回っております。

資金不足比率は、3つの特別会計（簡易水道、公共下水道、風力発電）とも、資金不足はありません。

町民への公表につきましては、今後、町広報紙等により行ってまいります。

##### ◆報告第2号

株式会社寿都振興公社第23期経営状況報告

平成22年度における「ゆべつのゆ」の運営状況は、施設の老朽化に伴い休業期間中、利用者の利便性のため高齢者センターを利用しました。

ゆべつのゆの利用状



10月21日に第3回臨時会（初議会）が開催されました。

況については、前年より2万5千7百人の減少となっており、これは、施設改修工事の3ヶ月の休館によるもので、入館料収入は3千250万2千円となっています。

経営の特徴として、依然厳しい状況には変わりありませんが、新たな委託業務やリニューアル後の入館増、省エネ効果などが顕著に現れ、収支に反映し経常利益として256万5千円が単年度の当期利益となりました。

今後の見通しについては、地域固有の資源として2つの泉質が提供できる魅力を活用し、営業及び宣伝の強化と合わせて、利用者の満足度を高めてまいります。



## 人事案件

### ◆人権擁護委員の候補者の

#### 推薦

- ・斎藤 清子氏（渡島町）
- ・松本 晃憲氏（新栄町）
- ・畑岡 幸純氏

（磯谷町島古丹）

を推薦（再）しました。

#### ◆教育委員会委員の任命の同意

- ・早瀬 良樹氏（矢追町）

#### 条例の改正

#### ◆寿都町保健師・看護師等奨学資金貸付条例の一部改正

条例の名称を、医師等の医療従事者を広く確保することを目的に拡大するため、「寿都町医療従事者等奨学資金貸付条例」に改めました。

貸付対象者に医師、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士等の職種を追加し、町内の施設に従事しようとする者から、広く従事しやすい環境を整えることで医療従事者等の確保と町内の医療体制の構築を図る必要があることから、町内の施設と提携している施設に従事する場合も対象とするよう拡大しました。

貸付金額は、医師養成施設に在学する者については

月額10万円以内、薬剤師・診療放射線技師・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・看護師については月額6万円以内、准看護師については月額4万円以内となります。

#### 単行議案

#### ◆株式会社寿都産業開発公社の株券の権利を放棄

株式会社寿都産業開発公社は、昭和59年2月の臨時株主総会で、解散の決定がされており、本町で所有する株券1千860株（額面金額93万円）を放棄するものです。なお、残余財産の預金残高（見込額）97万8千539円は、同株主総会の決定により本町に寄付金として処理されます。

#### 補正予算

#### ◆平成23年度一般会計補正予算（第2号）：原案可決

仮称地域密着型センター（旧寿都診療所）の整備に関連し、地域とのふれあい・交流の促進などを図るため、地域の食材を生かした食堂などを新たに整備することや、台風12号及び大雨により町道などが被災し、復旧のための経費など、予算の総額に歳入歳出それぞれ

2千323万6千円を増額するものです。

○補正の主なもの  
■民生費  
・仮称地域密着型センターを整備  
1千277万6千円の増

#### ■衛生費

・インフルエンザ予防接種委託料 39万円の増  
■消防費  
・消防公務補償等共済基金負担金等 301万2千円の増

#### ■災害復旧費

・台風12号などの復旧工事請負費 330万円の増

#### ◆平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）：原案可決

予算総額に1千7万4千円を追加し、総額を5億3千277万4千円とするものです。

○補正の主なもの  
・退職被保険者等療養給付費 248万円の増  
・国庫支出金等過年度返還金等 759万4千円の増

#### ◆平成23年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）：原案可決

予算総額に79万2千円を追加し、総額を3億9千667万2千円とするものです。

○補正の主なもの  
・国庫支出金等過年度返還金 797万2千円の増

## 意見書可決 関係大臣等へ送付

9月の第3回定例会で3件の意見書を可決し、関係省庁へ提出いたしました。なお、内容を要約して掲載いたします。

#### ◆森林・林業・木材産業の積極的な展開に関する意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、森林は二酸化炭素の吸収源として、大きな関心と期待が寄せられているところであります。

森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、「森林・林業再生プラン」に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進により、森林・林業の再生を図ることが重要であります。

1、東日本大震災の速やかな復興に向けて、被災した森林や木材加工施設等の早期復旧に加え、復興木材の

供給に向けた被災地域及び全国における森林・林業再生を加速化すること。  
2、今般導入される地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策や木材利用促進を位置付けるなど森林整備推進等のための安定的な財源措置の確保による森林経営対策を推進すること。

3、間伐等森林整備の推進、持続可能な森林経営の確立に向け、森林管理・環境保全直接支払制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、担い手育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械化の推進、森林整備経費の定額助成の導入など効率的施業の推進と所有者の負担軽減を推進すること。



4、低炭素社会の実現に着目した公共建築物や民間住宅・事務所等での地域材の利用を推進するとともに、新たなエネルギー政策の転換の検討に当たって、木質バイオマスエネルギーを最大限活用するなど国産材の利用拡大を推進すること。

5、森林整備加速化・林業再生事業の拡充・延長により、川上・川下が一体となった森林・林業再生に向けた取り組みを推進すること。

6、国民共有の財産である国有林については、一般会計により、公益的機能の一層の発揮を図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的な管理運営体制を確立すること。

(提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣)

◆北海道地域防災計画(原子力防災編)の早期見直しと北海道電力泊原子力発電所の段階的運転停止・計画的廃炉・3号機プルサーマル発電計画の撤回を求める意見書



3月11日に発生した国内観測史上最大の地震「東日本大震災」は、東日本を中心とする広い範囲に壊滅的な打撃を与えました。それに伴い核燃料の冷却不能という、あってはならない事故を起こした東京電力福島第一原子力発電所では、依然として冷却機能を取り戻せないまま、核燃料メルトダウンや水素爆発、原子炉圧力容器や格納容器の破損、放射性物質の大量漏えいなど最悪の事態を招いており、収束の見通しも不透明のままです。

原発から30km圏を超える地域も含め数万人に及ぶ住民が、正確な情報も知らされないままに、二転三転する指示に翻弄されつつ長期の避難生活を強いられてお

ります。

北海道電力泊原子力発電所について、道の原子力防災計画では、半径10km圏内の4町村を対象としています。また、北電の耐震安全評価は地震による最大津波高を9.8mと想定しており、いずれも東日本大震災規模の地震、並びに福島第一原子力発電所において発生したような過酷事故には、到底対応できるものとはなっておりません。

更に、北海道電力では2012年春にも第3号機においてプルサーマル発電を開始しようとしています。これが、これに使用されるMOX燃料は、従来のウラン燃料と比較しても数段危険性が高いことを多くの学者から指摘されており、もともとウラン燃料用に設計された原子炉においてこのような燃料を使用することに、多くの地域住民が強い不安を感じています。

現在、道内の電力需要は最大で578万kwとされ、泊原子力発電所がフル稼働した際には、この4割弱が原子力によるものとなります。仮に泊原発をすべて停止した場合には、最大需要時には約43万kwの電力が不足するとの北電による試算もあ

りますが、他社発電も含めて現時点でフル稼働していない発電設備の活用で足りるとの試算もあります。また、将来的には、建設中の揚水発電所や計画中の天然ガス発電所による供給、風力や太陽光などの自然エネルギーや他の代替エネルギー、節電や省エネ技術等の推進によって、原子力に頼らないエネルギー需給は十分に可能と考えます。

私たちは子どもたちの未来に「負の遺産」を残さないためにも、持続可能で平和な社会「脱原発社会」を実現しなければなりません。

よって、北海道においては「脱原発社会」の実現に向けて取組まれるよう要望します。

1、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受け、北海道地域防災計画(原子力防災編)を早期に見直し、泊原子力発電所10km圏内の4町村に限られている安全協定を、後志管内すべての市町村を含めたものにする。また、原子力災害に関する地域防災計画について10km圏内を対象としている「原子力施設等の防災対策」を見直すよう

国に要請すること。

2、泊原子力発電所第3号機で使用する予定のMOX燃料製造申請を撤回もしくは凍結するよう北海道電力に求めること。

3、泊原子力発電所第1号機の再稼働については、慎重に対応するとともに、2、3号機についても将来的廃炉に向けた段階的運転停止を求めること。

4、全道的な放射能調査を継続実施するとともに、情報公開を進めること。

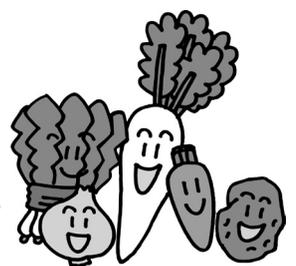
5、国に対し、原発推進のエネルギー政策の転換を要請するとともに、北海道においても再生可能な自然エネルギーの推進を強力に展開すること。

(提出先：北海道知事)

◆平成24年度農業予算編成並びに税制改正に関する意見書

3月11日に発生した東日本大震災と福島第一原発の事故は、我々日本人がかつて経験したことのない精神的苦痛と甚大な被害をもたらしています。

こうした中、政府は7月29日、「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定



するとともに、8月15日には、日本の再生に向けた取り組みを再スタートするための「政策推進の全対象」を閣議決定し、国家戦略やエネルギー・環境政策の再設計のほか、TPP交渉参加問題については、「総合的に検討し、できるだけ早期に判断する」として依然、高いレベルでの経済連携を進める姿勢は変えていないところであります。

このような未曾有の国難に対して、被災地の復旧・復興の支援は基より、我が国の食料安定供給への更なる貢献を果たすという使命感に立ち、北海道が持つ潜在能力を最大限に発揮し、持続可能な農業の確立を図るため、平成24年度農業予算編成並びに税制改正にあたり要請します。

1 日本経済・社会の再建と国内農業対策

(1) 東日本大震災並びに福島第一原発事故の被災

地の農林漁業の再建と、安全・安心を最優先にしたエネルギー政策の再構築並びに内需拡大を重視した日本経済・社会の再建に全力で取り組むこと。

(2) 国内農業政策の検討にあたっては、災害にも強い食料供給基地の建設と、国の構造改革に着手し、取組んできた地域の経営実態など、その課題点を真摯に洗い出した上で、経営形態別の目標とすべき構造並びに経営展望の明示、それを実現するために主業的経営体が真に必要な政策を確立すること。

(3) 自給率目標の達成に向けては、国内農畜産物が確実に輸入農畜産物に置き換わるための誘導策を食料・農業・農村政策のみならず、税制・食品産業対策など、省庁横断的な政策体系としてパッケージで取組むこと。

## 2 包括的経済連携等防疫交渉対策

過去の国会決議などに基づき、これまで同様すべての貿易交渉(WTO・二国間FTA・EPA)にあたり、例外措置として重要品目の関税を維持する交渉姿勢を貫くことが必要と考えます。よって例外なき関税

撤廃を原則とするTPP交渉への参加は断じて行わないこと。

## 3 政策の安定的継続と財源確保

戸別所得補償制度をはじめとする農業政策については、これまで努力してきた農業者・産地の取組みを尊重するとともに、24年度予算においても万全の財源を確保し、農業者が安心して営農に取り組めるよう制度の法制化等中長期的に安定して継続される政策とする。

## 4 生産基盤確保対策

農業の生産性向上には、ほ場の基盤整備。排水対策並びに農畜産物の集出荷・調整施設等の生産基盤の確立と優良品種や技術の試験研究・開発が重要であり、併せて生産現場への組織的普及活動が不可欠であることから、これらに必要な万全な予算を確保すること。

## 5 税制改正要望対策

軽油取引税やA重油の石油石炭税の課税免除措置の恒久化など、農業経営の安定に必要な税制措置を構築すること。

(提出先：内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣)

ここが聞きたい

# 一般質問

第3回定例会での一般質問では2名の方から3項目について質問がありました。

岡部 武 議員

## 防災

### 原子力防災計画について



### ■質問

原発事故を想定した避難や退避訓練は原子力防災対策特別措置法に基づいて、泊原発では10km圏内の泊・岩内・共和・神恵内の4町村だけが対象となつてます。この4町村は北電や道と安全協定を結んで環境測定や緊急時の通報体制を定めています。更に道の防災計画に従つて道と4町村は年に1回の総合避難訓練を行っています。

ところが今回の福島第1原発事故では避難指示の範囲を半径20kmに拡大、更に20kmから30kmの住民には屋内退避を求めています。これから見ても原発から30km圏内での避難計画は絶対

避難指示、30km以内の住民には屋内退避の指示が出されたことにより、住民の安全を確保するためには、内閣府・原子力安全委員会が定めるところの「防災指針」で示されている「防災対策」を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)「原発周辺10km以内では不十分であることが明らかとなりまし

た。現段階における原子力防災計画の考え方は、「災害対策基本法」及び「原子力災害対策特別措置法」を法的根拠に置き、国が定める「防災基本計画」及び北海道地域防災計画・原子力災害対策編により、北海道においては区域内における防災に関する計画として定められておりますが、前述のEPZにつきましては、半径10km以内の地域が対象とされており、泊原発周辺4町村が計画を定めております。

こうした現状を踏まえ、本年5月に後志町村会として「泊原子力発電所の安全性の確保に関する要望書」を北海道知事に対し提出し、「国に対する防災指針の抜本的見直し要請」及び「避難路・アクセス道路の早期整備」などを要請して

おります。

また、8月には、北海道町村会からも「原子力発電所の安全対策と代替エネルギーに関する緊急要望書」を提出し、防災指針や防災基本計画の抜本的見直しなどを要請しております。

これらの要請に対し、北海道知事は、「防災対策の範囲を改めて検討する必要がある、安全の確保と万が一の対策に協力し、しっかりと対処していくことを約束する。」とし、北海道原子力防災計画の課題抽出に向けた取組みとして、国の

## 議会の傍聴はお気軽に

12月に定例議会が開かれます



日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。(TEL 62-2511)

計画指針の見直し等を視野に入れ、有識者専門委員会を立ち上げ、検討結果を国の指針見直しに反映すべく整理を進めているところであります。

国においても、内閣府・原子力安全委員会が、このたびの事故の教訓をふまえ、安全設計審査指針や耐震設計審査指針、防災指針などを見直すことを正式に決め、専門家をつくる部会に検討を指示、優先すべき課題としてEPZについて考え方をまとめるなど、本年度末を目処に中間報告を求めることとなっております。

このようなことから、EPZの区域外の自治体が独自に原子力防災計画を策定することは、様々な課題整



理が伴うことと、第一には、防災指針の見直しが行われないことには、係る計画策定は非常に困難な状況と言えます。

泊原発から半径30km圏内に一部の地域が含まれる寿都町におきましても、EPZの範囲を速やかに拡大し、十分な安全対策が講じられるようにするべきと考えられており、最終的には、国の動き及び道の原子力防災計画の抜本的見直しをもって、地域防災計画・原子力防災計画編の策定に向けた体制整備に努めてまいりたいと考えております。

なお、見直しが行われるまでに実施できるものとして、現在取り進めております「災害時要援護者避難支援対策」の推進や防災に関する地域説明会開催の機会などを捉え、地域課題の整理なども行ってまいりたいと存じます。

### ■再質問

当然これは国だとか、道の指針そのものが決まらなければ本町だけ独自というふうにはなりませんので、町長の答弁は分かります。ただ住民感情として、とにかく早く作ってほしいという非常に強い声があります。

す。勿論、町村会等で大いに要請していくことも大事ですけれど、町長としても特段知事、或いは国に対しても早くやって欲しいという点を声を上げて欲しいと思うんです。

### ●町長

その点、町長自身そういう強い決意があるのかどうか再度伺います。

全の確保という声が届いております。後志町村会も今現在は一体となって知事の方に要請しようとして、先程5月にも要請したことをお話ししましたけれど、近々知事との日程調整を図って、知事要請を行うということで町村会と日程を組んでおります、その際には私からも声を大にして訴えてまいりたいというふうにございます。

## 教育 岡部 武 議員 就学支援制度について

### ■質問

文部科学省による「子どもの学習費調査」によりますと全国的に公立小学校で学校教育費が平均年間、5万6千円、中学校で13万8千円が掛かっている事が明らかになっております。

この学校教育費というのは教科書以外の図書費、学用品、実験実習教材費、教科外活動費、通学費、制服費、修学旅行費、遠足・見学費、学級児童生徒会費、PTA会費、その他学校納付金等です。

すなわち学校教育のために各家庭が支出した経費です。その学校生活にはそれ以外にも給食費も掛りますので、小学校で年間約9万7千円、中学校では年間17万程度掛かると思われます。父母負担は相当な額になっております。

「義務教育はこれを無償にする」これは憲法26条の規定です。しかし義務教育は無償と言いつつ実は無償とは大きくかけ離れ、父母負担に依存しているのが日本の義務教育と言わざるを得ません。

義務教育における教材費は1953年に制定された「義務教育国庫負担法」によって1/2が国庫負担の対象とされてきましたが、ところが臨調・行革によって1985年に国庫負担の対象から一般財源化されました。それ以来、地方財政の悪化に伴って、教材費が父母負担に転化されてきています。

ちなみに外国ですけれども、イギリス・アメリカ・ドイツ・フランスやカナダなどでは教材費や教育活動に関する費用はほとんど無償です。フィンランドでは教材費はもとより給食費も全く無料です。そこで伺いますが、本町で小学校・中学校の学校教育費の父母負担額はどれ位になっていくか伺います。

憲法25条は「全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定め、その理念を受けて生活保護、教育基本法、学校教育法で「経済的理由によって就学困難と認められた児童生徒に対し、市町村は必要な援助を与えなければならない」と規定しています。その実現のために出来たのが「就学援助制度」です。これについて

以下2点伺います。

第1にこの制度を実際にはなかなか利用しにくい状況、相談しにくい状況があると聞かれますが、その改善策をどの様に考えているか伺います。

第2に本町では収入基準が生活保護基準の1.05倍とされていますが、昨今の急激な経済状況悪化に伴って、せめて1.1倍に引き上げるべきではないかと考えますが、どの様に考えているか伺います。

### ●教育長

今、岡部議員さんから説明があったように学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難



と認められる児童生徒の保護者に市町村が必要な援助をしているものがございます。

本町では援助にあたり、支給対象世帯の所得基準を生活保護基準額の1.05倍を基準として保護者の申請により行っております。

現在の学校教育費の保護者負担額につきましては、各学校、学年で違っており、小学1年生から5年生では、教材費で平均1万4千873円となっており、6年生については、修学旅行費が加わり平均3万232円で、他給食費が年額4万8千480円となっております。

中学生では、1、2年生の平均が2万2千623円で給食費の年額は、6万360円で中学3年生は、卒業の関係で喫食日数が減るため、5万7千350円となっております。

次に、保護者への制度の案内につきましては、全児童生徒の保護者に対しまして、申請書の様式を添付して案内をしております。

申請にあたりましては、過去に民生委員の意見を記述する項目がありました。申請の簡略化として廃止し、現在は直接、学校並びに教育委員会へ提出でき

るように配慮しておりますが、今後におきましても申請がよりしやすい環境づくりを考えてまいりたいと思っております。

所得基準の見直しにつきましては、今までも教育委員会が議論にはなっておりますが、管内の状況や昨今の経済状況を勘案しながら、改めて教育委員会でも協議し、検討をして参りたいと存じます。

### ■再質問

なかなか利用しにくい、或いは相談しにくい点やつばりここが問題だと思ふんで。実際には本当に苦しいんだけども周りの目を気にして、結果として申請してないというのが私は実態だと思うんです。だからそういう面で単なる教育長の言われた改善策をこれから考えますと言うのでなく、本当に困っている方が申請できるようにして欲しいと思うんです。どういふふうに改善しようと思っているのか、再度伺いたいと思います。

### ●教育長

私共の町も課税対象者の平均所得は、21年度から22年度へは、8万2千円程度

の3・2%の減収となっており、他町村と同じ傾向にあると思います。また、基準的な数値を管内的に調べたところ、寿都町の1・05倍という基準以下の町村は7町村だけでございます。

そんな部分から見ますと、本町の基準は低い状況にも感じられるところであります。

この制度は、申請主義になっておりますので、申請者が解かりやすい方法を検

### 越前谷由樹 議員

### 地域 本町市街地と市街地以外の地域（樽岸く磯谷）との格差について

### ■質問

6月の定例議会では公共事業の発注に関して質問いたしました。

本町の公共事業の発注は、地元業者への仕事発注という事では、それなりの効果があったと思っておりますが、それがどの様に町づくりにつながり、地域の活性化に影響を与えているかは検証しておらず、調査をしなければ分からない訳であります。町長はそうした町づくりへの事業効果につ

話し、今後はもっとより明確な基準等を考えながら、制度の内容について充分検討してまいります。



いて調査しないという事ですので、町長が積極的な考えを持っていただく事を期待するしかありません。その際、町長は若干所得に連し、税にあたかも反映されているようなことを話されておりましたが、果たして公共事業の発注効果が税という面だけで捉えられるものでしょうか。上物の建設等、相当な公共事業が行われましたが、それでどれだけ地域全体として税の向上に反映されたのでしょうか。町民の所得が増え、町

民税、会社の法人税等、税収がどれだけ上がったのでしょうか。現状は上がるどころか減少傾向にあるのではないのでしょうか。地域によっては増減はありますが、それだからこそ相当量行われた公共事業の流れの調査をする必要があると思

います。本来事業はやりっぱなしではなく、その効果を地域全体で実証してこそ意味があるのではないかと

思います。さて、角度を変え、地域に目を向けますと、公住建設、保育園、食育センター、漁業関連施設の建設など、公共事業の殆どは、本町市街地に集中しております。市街地以外の地域住民から、こんな話をよく聞きます。「我々の地域には公共の建物、或いは準公共的な建物や施設がなく、町長は本町市街地ばかりを中心に考えているのでしょうか。」そこには、町政に対する期待感どころか、何かあきらめにも似た気持ちが強く淀んでいるようで驚いております。

もっと地域に目を向け、地域に適した事業等を考え、地域住民から意見や要望を聞く必要があるのではないのでしょうか。

以上の点から町長にお聞

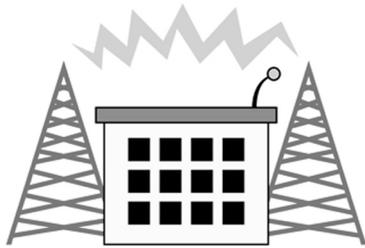
きします。

1、町長は地域格差について、どの様に考えておりますか。町長が地域格差は無いと言っているのであれば仕方ありませんが、少しでも樽岸から磯谷の地域住民の気持ちを汲んで頂けるのであれば、今後の地域に対する町長の考え方や政策を述べて頂きたいと思っております。

2、最近、まちづくり懇談会（町政懇談会）が行われていませんが、どうしてでしょうか。町民から意見や要望を聞く絶好の機会ですので、是非開催すべきではないでしょうか。以前は出席者が少ないということでしたが、町内会を通じて地域住民の出席を求めめるなど、開催に向けた積極的な姿勢が必要ではないでしょうか。

3、市街地以外の地域における公共事業を地域の住民と話し合い、ハード・ソフト両面から考えて頂きたいと思っております。何点が項目を挙げて説明します。これは以前から何度も町長に話をしておりますが、早急に地域における公営住宅の建設や大変傷んでいる道路や河川等整備計画を示し、地域の環境整備を図っていか

べきではないかと思いま



す。また、地域には伝統や歴史的価値のある建物があ  
り、道有文化財ではありま  
すけれども、「カクジユウ  
佐藤家」など、町自らそう  
した文化的遺産の整備、保  
存に力を入れることも大  
切なのではないかと思いま  
す。本町にはそうした文化  
遺産があり、先日新聞でも  
紹介されましたが、樽岸  
社の「しゃくし舞」等、語  
り継がれているものなど、  
後世に残す遺産が沢山あり  
ます。ブロードバンドの関  
係ですが、樽岸から磯谷に  
至っては、ブロードバンド  
の整備が喫緊の課題ではな  
いでしょうか。本町市街地  
はADSL・光ファイバー！  
無線等、パソコンを利用す  
る情報網がありますが、樽  
岸から磯谷にかけては無線  
は整備されていますが、A  
DSLや光ファイバーは利  
用できない状況です。近隣

もう一点ですが、寿都  
診療所の患者輸送バスの通  
院であります。町が地域住  
民の交通に配慮しているこ  
とは分かりますが、町長に  
何度も話しておりますよう  
に、地域の人にとっては一  
日ばかりで寿都の診療所に  
通うような状況ですので、  
旧磯谷診療所等を活用し、  
週に1回でも、2回でも診  
療を開設することが出来る  
ような便宜は図れないもの



の蘭越や黒松内は全域に整  
備することですが、島  
牧は既に整備されていま  
す。そうなりますと樽岸か  
ら磯谷地区だけが未整備地  
域となって残るわけであり  
ます。情報網の整備は当然  
に必要ではないかと思いま  
す。

か。これも地域の住民から、  
お話が出ている事項であり  
ます。格差について一つ一  
つ上げれば切りが無いわけ  
であります。何か一つで  
も地域で行われるようなソ  
フト・ハード両面に渡った  
事業を町が考えるべきでは  
ないかと思えます。

4、限界集落、或いは限界  
集落になりつつある地域へ  
の対策について、お聞きし  
ます。

高齢者ばかりの集落・地  
域の現状に、若い人を定住  
させる。そのために住宅環  
境整備は勿論のこと、新た  
な産業政策に取り組み必要  
があるのではないかと思  
います。

●町長  
1点目の地域格差につ  
いての考えですが、前段に申  
されておりましたが、「ハー  
ド事業が市街地にばかり  
集中している。」との観点  
からのご質問かと存じます  
が、それぞれ地域課題、地  
域事情など様々な観点から  
事業を実施してきておりま  
す。

例えば、町内主要漁港及

えている現状で、後継者が  
いない中、農地は荒れ、将  
来性が全くと言っていいほ  
ど、希望が失われているの  
が現状であります。

こうした地域の再生につ  
いて、町長はどう考えてい  
るのかお聞きします。



矢追町公営住宅建設現場

2点目のまちづくり懇談  
会の関係につきまして、  
ここ近年の開催状況を見た  
中、参加者の固定化、又、  
参加状況も思わしくないこ  
とから例年予算編成時期に  
合わせ、全地区を画一的に  
開催してきた方式を見合わ  
せております。ただし、こ

さらに3点目のご質問と  
も関連しますが、長年の課  
題であったTVHテレビ局  
の開局やNHKの室蘭中継  
局から札幌放送局へのルー  
ト変更、簡易郵便局舎改  
築及び地域要望に沿って、  
地域の方々と話し合って取  
り進めてまいりました地区  
会館の改築や改修など、精  
力的に事業展開してきてお  
り、仰せの地域格差とは認  
識してございません。

また、保育園や食育セン  
ターも立地条件や財政的事  
情、さらには利用にあたつ  
ての様々な課題を総合的に  
整理した上で、議会とも十  
分に協議させていただいた  
中で事業展開してまいりま  
した。

また、郷土芸能文化の  
高揚につきましては、地  
域の方々が大事にしたいも  
の、守り続けて行きたいも  
のを、地域が主体となって  
進め、行政はそれを側面か

3点目の市街地以外の地  
域における公共事業を地域  
住民と話し合ってハード・  
ソフト両面に渡って考えて  
いただきたいとのことですが、  
「歴史的価値のある建  
物の整備」につきましては、  
そのほとんどが寺社仏閣や  
個人所有の建物であり、町  
全体のまちづくりにおける  
ソフト面での活用が有効と  
捉えており、公共事業とし  
て整備という部分には大き  
な課題を抱えております。

また、保育園や食育セン  
ターも立地条件や財政的事  
情、さらには利用にあたつ  
ての様々な課題を総合的に  
整理した上で、議会とも十  
分に協議させていただいた  
中で事業展開してまいりま  
した。

ら支援していくことが肝要との観点で対応しております。

さらに、ブロードバンドの整備につきましては、過去に様々な機会を捉え説明してまいりましたが、民間通信事業者が参入できないことから、平成19年に整備方針を定めるとともに地域における説明会開催なども経て、既に平成21年に無線方式のブロードバンドを導入し、運用しているところでございます。

なお、旧磯谷診療所の診療所としての活用につきましては、これまでお答えしていたように、医師不足といわれる中で、医師を求めていく方策が果たして得策かを考えたとき、現在、患者輸送バスとして、平日は毎日・午前中に、又、午前中都合の悪い方も想定し、週1回ではありますが、水曜日の午後に運行するなど輸送体制の充実を図り、患者が受診しやすい環境を整えることや、バス通院が困難な方につきましては、寿都診療所からの往診で対応するなどの体制をとることが、現実的に、本町の医療体制の最良の形態であると考えております。以上の考え方から、町としては旧磯

谷診療所を診療所として活用することは考えておりません。いずれにいたしましても、市街地、市街地以外という考え方に捉われず、町の施策としてどうあるべきかを念頭に置き対処してまいりたいと存じます。

4点目の限界集落、或いはなりつつある地域への対策に関してですが、本町農業の現状を見ると、高齢化の進行と後継者不足が顕著であり、現状維持も非常に厳しい状況であります。一方では、ライフスタイルの変化により、農村移住や小規模農業を志向するなど、様々なスタイルの農業も受け入れられる環境と

なっております。このことから、新規に農業参入を目指す方々が必要とする、地域の情報提供と支援体制の充実を図り、小規模であっても本町農業の地域モデルとなるよう、担い手の育成に取り組んでいきたいと考えております。



また、地域の将来、地域再生につきましては、確かに高齢化・少子化、特に子どもが少ないという現状ではあります。地場産業の振興を支援する若者定住環境の整備促進や合併浄化槽の整備、民間社会福祉法人の事業支援、さらには、健康教室・食事会の開催、高齢者の見守りネットワーク、防災対策の推進など、ハード・ソフト両面に渡り地域の活性化、安心安全な地域づくりに努めているところであり、今後も、地域の方々と協働したまちづくりが、地域再生の鍵を握るものとの視点から事業展開してまいりたいと存じます。

再度、この事について町長にお聞きします。2点目ですが、町づくり懇談会であります。出席者が少ないという事は以前から聞いています。もしそうであれば毎年行うのが難しいならば2年に1回でもいいでしょうか、地域の実情に合わせて時期を決めて行う方法もありませんか。いっぺんに本町全域をやらなくても地域の実情から期間をずらして行う方法もあると思いますのでやり方を是非検討したいと思っております。

■再質問  
町長は地域格差はないと言っておりますけれど、地域格差がないという事は、地域の事をあまり考えていないという事ではないかと

ブロードバンドの関係ですが、黒松内がこれから整備される、蘭越もそうだと、島牧は整備していると、そうした場合に樽岸から磯谷までが残ってしまう訳です。確かに無線整備はされましたが、それだけでは未整備状況であり、本町市街地と当然に格差が出ていることになる訳です。だから今すぐ出来なくても計画に乗つけてこれからやっていくというそうした方法を考えて行かなければならないかと思えます。

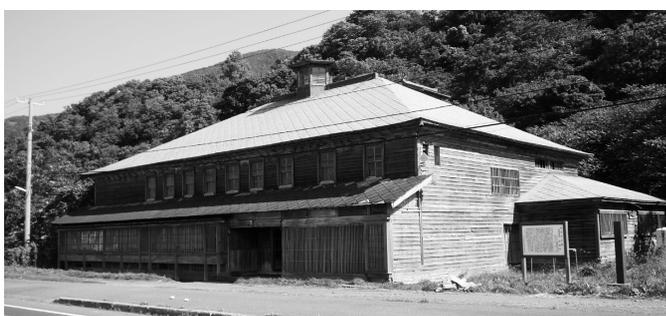
また診療所の関係については何回も言っておりますが、なかなか町長が思ってくれないのは出来ないわけですが、何度も粘り強くこれからも訴え続けて行きたいと思えます。

4点目の限界集落関係ですが、地域の再生計画を私は立てるべきかと思えます。町長はこれについてどう考えているのかお聞きします。

次に町づくり懇談会のやり方については、過去10数年の流れの中でやはり工夫はしなければならぬと、ですから漫然と何の課題もなく住民説明会をやった中では殆ど人は集まって来ない、これやはり案内を出す行政側にも私は責任あるという反省の下にですね、過去を振り返って見ますと道立病院の移管問題の時には100人を超える人達が文化センターに集まった、そうい

ている課題は今の限られた予算の中で優先順位を決めて的確にやっているというふうに感じております。

●町長  
まず、地域の声にもっと耳を貸す必要があるのではないかと、1点目の件でありますけれども、私は決して声を無視した事もございませんし、地域から出



う目的がしつかりした事で住民説明会、懇談会をやるという事になると住民の皆様も関心が高いという事で集まって頂くんですけれども、漠然とした懇談会という事は、やはりインパクトが少ないという事で集まりが無い、その地域地域にはそれぞれの課題がありますから、その課題を町内会長、また議員の皆様方とこれからどういう事を議題として懇談会をしていったら良いのか、これからも真摯に受け止めて実施をしてまいりたいというふうに考えております。ただ、全くやってない訳じゃなくて、先程も答えたように出前講座等も行っておりますので、これからも身近な課題を積極的にこちらの方から出向いてやっていくつもりでございます。

あと、ハード・ソフト両面の伝統と歴史の質問で「カクジユウ佐藤家」の話がありましたけれども、ご承知のように「カクジユウ佐藤家」は道の文化財であり、道との予算との兼ね合いもあるものですから、実際非常に屋根の方も錆びているのも存じ上げておりますので、道とも早急に協議をして予算化に向けて働き

かけたいというふうに考えてございます。

ブロードバンドにつきましては、先程も説明したように寿都町に於いて光ファイバー等はなかなか厳しいということ、無線でやりましよう、議会とも地域とも十分協議をした中で結論ということで決して無線だからかなり格差が生じているという事ではございませんので、ご理解願いたいというふうに思います。また、限界集落の関係のお話ですけれども、やはりその地域地域には過去の歴史を紐解いて行ったときにやはり漁業であったり、農業であったり漁業と農業の半農半漁であったり、その地域地域の特色がございます。今の地域に与えられた現状の中で、そこをどういうふう再生していくか



というのは、これからの地域の住民の皆様方、また議会とも十分協議をして、正確な情報等を町外にも発信をし、これからの年金生活の第2の人生をこの寿都町で、どう生々生活できるか、ここをもう少し紐解いて進めさせて頂きたいというふうに思います。

磯谷診療所について、これからの何回も質問するという話ですが、今の医療の現状をもうちょっとしっかりと受け止めて頂きたい。今各自自治体が医師の確保はこれだけ非常に厳しい中で、寿都町は祁答院先生と寿都診療所の2つの医療機関があります。これだけ現状で恵まれた地域はないというふうには私は思います。仮に地域の住民の方でこれからの磯谷にあつたら良いなという声を出す人は居るかもしれない。その時には私は議員の皆様にも再度お願いしたいのですが、今の医療の現状をもうちょっと住民の方にも、私からも説明しますけれど、議員の皆様からも説明して頂きたい。寿都がいかに一次医療をしつかりしているか、「ただ在れば良い、ただ在れば良い」、「そうですわね」と無責任なそういうお答えは

私は慎むべきだというふうに思いますので、今後とも一つ宜しくお願いを申し上げます。

### ■再々質問

2点程、質問させて頂きます。

診療所の関係であります。私は何も新たな医者をそこに配置して欲しいという事ではなく、今の寿都診療所の運営の中で磯谷診療所を活用することが可能なのかどうか、それらを考えてみるべきではないかと

いうことを言っている訳であります。何もその所で診療所を新たに開設して欲しいという事ではなく、いわゆる週に1回でも2回でも寿都診療所のお医者さんが磯谷地区に来て、診察をするとか、そういった事が出来ないかということをお願いしている訳であります。これについてはまたこれから私もいろいろと勉強しながら質問させて頂きたいと思っております。

最後に限界集落の関係で地域の再生計画を私は立てるべきではないかということとを質問した訳であります。高齢者が多いといった中で農業をどう立て直していくべきかは、なかなか難

しい問題であるということには分かっております。また、新しい産業政策ということも考えられますが、これは別な考えであります。企業誘致という面から新しい産業政策を考えられないか、またそれを企業へ働きかけるという事も必要だと思っておりますが、こういった視点について、町長はどうお考えなのか質問します。

### ●町長

前にも診療所の件でお答えしていますが、週に1回磯谷に行くことが果たして可能なのかという事になりますと、看護師の人数の問題からいって、それは非常に困難であると、不可能であるということ、1回という事も可能ではないというお答えをしております。

逆に今、地域医療が崩壊している中で寿都町は今地域医療が非常に一次医療として有難い状況になっております。これ、やはり地域医療は地域で守っていくんだという事が一番私は大事な事であるという無理難題をスタツフに要求する事が果たして地域にとってプラスなのか、マイナスなのか、私は現状のぎりぎりのスタツフの中で寿都診療所を

核として、足の運べない人は往診しているわけですから、私はこれからのこの体制が一番、地域医療を守っていく中でも最善というふうに考えてございます。



また、地域の再生計画についての企業誘致、この企業誘致という言葉は非常に耳障りは良いんですが、現状として北海道のもっと条件の良い所でも企業誘致は非常に不可能だと、だからといって全く最初から諦めて良いのかということにはなりませんけれども、今寿都町としたら企業誘致うんぬんも大事な事であるかもしれないけれども、まず自分たちの足元、どこから手を付けていくことが一番最善なのか、ここをもう少し皆様方と検討しながら、一歩一歩地域に人が残れるよう、また産業との関わりを持ちながら進めさせて頂きたいというふうに考えております。

# 平成23年第2回臨時議会

平成23年第2回臨時議会は8月29日に招集され、会期を1日と定め、条例の一部改正1件を審議し、同日閉会しました。

## 審議した案件

数を定める条例の一部改正  
 (議員発議) ……原案可決  
 (賛成8 反対1)  
 寿都町議会議員の定数を10人から9人に改正しました。  
 この条例は、次の一般選挙(10月執行)から適用されます。

## 条例の改正

◆寿都町議会の議員の定

## 総務常任委員会・町内所管事務調査を実施

第2回寿都町議会定例会において承認された、総務常任委員会所管事務調査を9月1日に開催し、町内各学校の環境や運営・経営状況について現地調査を行いました。

### ◆調査事項

- ・ 寿都小学校
- ・ 潮路小学校
- ・ 寿都中学校



## 議会日誌

平成23年7月以降

### 7月

- 1日 岩内・寿都地方消防組合臨時会 (沢村議員)
- 5日～6日 北海道町村議会議長会主催議員研修会 (札幌市 全議員)
- 12日 第17回後志町村議会議員パークゴルフ大会 (寿都町 全議員)
- 14日 後志総合開発期成会・中央段階要望運動 (東京都 瓜生議長)
- 15日 寿都神社例大祭本祭・宵宮祭 (瓜生議長ほか議員多数)
- 20日 例月出納検査 (沢村議員)
- 25日 後志町村議会議長会主催泊発電所視察 (小西副議長)



### 8月

- 1日 歌棄・巖島神社例大祭宵宮祭 (小西副議長)
- 2日 後志地区老人クラブゲートボール大会 (寿都町 瓜生議長)
- 3日 山梨県議会会派「フォーラム未来」政務調査 (風力発電施設) (小西副議長)
- 19日 全員協議会 (全議員)
- 22日 例月出納検査 (沢村議員)
- 24日 後志町村議会議員研修会 (黒松内町 瓜生議長ほか議員多数)
- 27日 湯別町・湯出神社祭宵宮祭 (瓜生議長)
- 29日 平成23年第2回臨時議会・全員協議会

### 9月

- 1日 総務常任委員会町内所管事務調査 (中里委員長、沢村副委員長、岡部委員、石澤委員、木村真男委員)
- 9日 議会運営委員会 (岡部委員長、中里副委員長、小西委員、木村親志委員、山本委員)  
 寿都町敬老会 (瓜生議長ほか議員多数)
- 11日 寿都消防団消防演習 (瓜生議長ほか議員多数)
- 13日 平成23年第3回定例議会・全員協議会 (全議員)

